

## 「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議規程

### (設 置)

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）が実施する「地（知）の拠点整備事業：（事業名）『伊勢志摩定住自立圏共生学』教育プログラムによる地域人材育成」（以下「本事業」という。）について、連携する自治体等との協議・協働の場として、「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

### (目 的)

第2条 運営会議は、本事業を達成するために必要な事項を審議し、その運営にあたることを目的とする。

### (任 務)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を協議し、協働して本事業を推進する。

- (1) 本事業の年次計画・年次報告に関すること。
- (2) 『伊勢志摩定住自立圏共生学』教育プログラム内容構築に関すること。
- (3) 講師派遣、研修生派遣、施設提供等、『伊勢志摩定住自立圏共生学』の実施における人的・物的・資金的支援体制に関すること。
- (4) 地域産業従事者等の『伊勢志摩定住自立圏共生学』受講促進・開講体制に関すること。
- (5) 本事業の進捗状況の検証に関すること。
- (6) 本事業推進の連絡・調整・とりまとめに関すること。
- (7) 本事業の評価に関すること。
- (8) その他本事業に関し必要なこと。

### (組 織)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 本学学長
  - (2) 本学教育開発センター長
  - (3) 連携する自治体の長が推薦する当該自治体の職員
  - (4) 本学教育開発センター長が本事業担当者として推薦する者
  - (5) 本学企画部長
  - (6) 本学企画部地域連携推進担当課長
  - (7) その他産業界、本学教育機関等に所属する者で、運営会議が本事業推進に必要と認められた者
- 2 前項第3号の委員は、本学学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定に関わらず第1項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長及び副議長を置き、議長は本学教育開発センター長を、副議長は議長が指名する委員をもってこれに充てる。

(会議)

第5条 運営会議は、議長が招集する。

2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。

3 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 前条第1項第3号の委員が、やむを得ない事由により運営会議に出席できないときは、当該委員の代理者を運営会議に出席させることができる。

5 前条第1項第3号の委員は、運営会議の議題に応じて、当該自治体等より適切な担当者を、当該委員の代理者として運営会議に出席させることができる。

6 運営会議が必要と認めたときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 運営会議は、特別の事項を調査・検討するために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議において定める。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、本学教育開発センターの協力を得て本学企画部地域連携推進室が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営等に関し必要な事項は、連携自治体等と協議のうえ、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、皇學館大学COC実施本部が行う。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。